平成２５年（再ロ）第１号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目68番地の１第２サンライフ共栄201号
再生債務者　堀澤　賢一
１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月19日から平成25年５月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再ロ）第２号
埼玉県所沢市大字山口1138番地の１　メゾンリバージュ３―302
再生債務者　中山　路朗
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月30日から平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再ロ）第２号
愛知県豊田市石畳町坂下254番地130
再生債務者　滑川　隆明
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月22日から平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再ロ）第１００１９号
東京都西東京市芝久保町１―12―66―408
再生債務者　宍戸　秀雄
１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月７日から平成25年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００１７号
東京都墨田区東墨田２―３―27
再生債務者　五十嵐正士
１　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月７日から平成25年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２４号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷841番地10
再生債務者　出川　勝哉
１　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月７日から平成25年５月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１号
徳島県小松島市中田町字中筋131番地の１
再生債務者　山田　稔也
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年４月23日まで
平成25年３月26日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第２号
徳島県小松島市中田町字中筋131番地の１
再生債務者　山田由香里
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成25年４月23日まで
平成25年３月26日　　徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０１２１号
東京都中野区弥生町５―23―７―103
再生債務者　佐藤　敏弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１４号
千葉県八千代市八千代台北13丁目13番21―201号
再生債務者　堀　　貞文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１３号
千葉市花見川区宮野木台１丁目22番28号
再生債務者　田辺　　傑
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１００９０号
東京都渋谷区南平台町15―１―1006
再生債務者　和智　貴志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００７９号
埼玉県吉川市大字川藤1604―１
再生債務者　若林　浩司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第４号
鳥取県西伯郡大山町御来屋203番地20
再生債務者　里見　良重
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（再ロ）第１５号
沖縄県浦添市仲西１丁目７番２―201号　ヒンゼルハイムクロスビュー仲西
再生債務者　奥村　達雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日
那覇地方裁判所民事第３部

官公庁の会社等

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十五年三月十九日に厚生労働大臣の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年四月三日
東京都板橋区小豆沢二丁目一二番七号
（甲）医療法人社団明芳会
理事長　中村　哲也
横浜市保土ケ谷区狩場町二一八番地の九
（乙）医療法人横浜宮崎脳神経外科病院
理事長　中村　哲也

合併公告

平成二十五年三月二十八日開催の甲の臨時総会及び平成二十五年三月二十九日開催の乙の臨時総会において、平成二十五年七月一日付けで甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙の財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いています。
平成二十五年四月三日
京都府舞鶴市字下安久一〇一三番地の一
（甲）京都府漁業協同組合
代表理事組合長　西川順之輔
京都府舞鶴市字下安久無番地
（乙）京都府漁業協同組合連合会
代表理事会長　佐々木新一郎